## 岩手県告示第723号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成 18 年 6 月 20 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 処分をした年月日 平成18年6月12日
- 2 処分を受けた者
  - (1) 商号又は名称 有限会社添田塗装工業
  - (2) 主たる営業所の所在地 久慈市大川目第2地割3番地32
  - (3) 代表者の氏名 添田勝雄
  - (4) 許可番号 岩手県知事許可(般-14) 第8089号
- 3 処分の内容 土木工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック 工事業、ほ装工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び 水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実 2に掲げる者は、平成18年2月14日に二戸簡易裁判所から傷害により、罰金の略式命令を受け、同年3月1日に刑が確定しており、このことが法第29条第1項第2号に該当する。